

大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアル

令和 7 年 6 月

大雪山国立公園連絡協議会 登山道維持管理部会

目次

1. 背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等	1
3. 関係法令等に基づく手続き	2
(1) 国立公園事業執行内容変更	2
(2) 国立公園内行為許可・届出等	2
(3) 土地所有者関係手続き（入林申請等）	3
(4) 保安林関係手続き（作業行為等）	3
(5) 文化財保護法に関する手続き	3
4. 歩道の維持管理作業（補修等）における事前登録・検討及び事後検証	3
(1) 作業計画作成、案件登録	3
1) 作業計画の検討、立案	3
2) 作業計画案件の登録	3
3) 案件のスクリーニング	4
(2) 作業の実施	4
(3) 作業結果の報告	4
(4) 登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の事後検証、情報共有	5
(5) 事後検証結果への対応	5
5. 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示	5
6. 作業実施にあたっての留意事項	5
(1) 動植物や自然景観への配慮、その他マナーやルールの順守	5
(2) 安全管理	5
(3) 作業中の利用者への配慮	6
別紙1 作業計画案件登録様式	7
別紙2 事前検討案件の作業計画書様式	8
別紙3 作業結果の報告様式	11
【資料1】歩道等維持管理作業実施手順フロー図	13
【資料2】補修及び維持管理作業工法（技術指針より抜粋）	14
【資料3】誘導標識や案内板の整備の考え方	16
【資料4】関連法令等に基づく手続き 主な所管者	21

1. 背景と目的

(1) 背景

大雪山国立公園の登山道は火山噴出物を基盤とするもろい地質の上にあるため、踏圧や雪解け水による登山道の浸食、ぬかるみを避けて登山道以外を歩くことによる植生劣化が課題となっている。

また、登山道の総延長は約 300km もあり、登山道の管理者（国立公園の歩道事業執行者）や行政だけではこの課題に対応することが困難であるため、地域の関係者や利用者を含め多様な主体により課題を解決する必要がある。

これらのことを受けて、登山道を修復する手法について取りまとめた「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」（2005 年作成・2016 年改定。以下「技術指針」という。）、登山道の区間毎の利用や管理のあり方についてまとめた「大雪山国立公園登山道管理水準」（2006 作成・2015 年改定。以下「管理水準」という。）が作成され、関係者が共通の理解を持って登山道の管理や整備を行うことを目標としてきた。

(2) 目的

国立公園事業執行者の他、地域の関係者（地元山岳会、観光協会、協議会等ボランティアを行う有志団体※）も含め、歩道の補修等維持管理作業を実施する場合の実施手順を明確にすることにより、作業の技術的な品質を確保すること、作業に関する情報を関係者で共有し、技術指針及び管理水準の具体的な運用を促進することを目的とする。

これにより、今まで以上に、歩道の補修等維持管理作業が促進されることを期待する。

※NPO、任意団体、個人の集まり等多様な形態が考えられる。また、作業において、参加者を一般に公募することも可能。

2. 本マニュアルの対象となる維持管理作業等

本マニュアルは、大雪山国立公園の公園計画に事業歩道として位置付けのある登山道（以下「歩道」という。）において実施される、次の事項を対象とする。

(1) 歩道の維持管理作業（補修等）

荒廃した歩道を、技術指針に例示された工法により補修するもの（代表的な施工方法は資料 2 の通り）。

補修等にあたっては、①大雪山に残る原始的自然の雰囲気を変えないように自然景観に馴染む工法で登山道の侵食を止める、②生態系や植生を回復させる、③登山者の心理を予測した導線や歩きやすさにも考慮する。また、歩道を補修したことにより、登山者の事故や怪我を誘発する場合があるため、その技術水準の向上に努めることが必要である。

(2) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示

1) 歩道の維持管理作業（刈り払い等）

歩行路の確保、道迷い対策としてササを刈り払うこと等、計画者の持つ技術が異なっている場合でも施工結果に差が生じにくく、また、自然環境保全上の問題や安全上の問題が生じにくいと考えられる作業。なお、技術指針に知見が蓄積され、多くの計画者の技

術が向上することにより、将来的には対象となる内容が増えるものと考えられる。

2) 看板類の補修

資料3（誘導標識や案内板の整備の考え方）に示された、看板類の構造や表示方法を維持するための作業。

3) 歩道の表示

道迷いや歩道以外への踏み出しを防止するため、ペンキ等でマーキングをするもの。ペンキ等による登山道の目印の塗布は、これまで当該登山道で実施されてきた方法を十分踏まえて次の通り行う。

- ・黄色とし、10cm程度の帯状とし、必要に応じて矢印を付ける。
- ・塗布は最小限とする。
- ・立ち入りの禁止を示す場合は、赤色（黄色も可）で×とする。
- ・塗布の対象は原則岩石とする。

原則として、国立公園事業執行者への確認又は行為許可・届出等手続きが必要となる。

3.（1）及び（2）を参照。

3. 関係法令等に基づく手続き

歩道の維持管理作業の実施にあたっては、その実施箇所や内容に応じ、自然公園法に基づく国立公園事業執行内容変更あるいは行為許可・届出、土地所有者に対する入林申請、保安林内作業許可あるいは文化財保護法に基づく天然記念物現状変更許可の手続きが事前に必要となる。申請の種類によっては1ヶ月又はそれを超える標準処理期間が設けられており、計画者は作業着手前に全ての手続きを確実に完了するよう、余裕をもって準備、対応すること。

各手続きを所管する主な行政機関・部署については資料4を参照。また、国立公園の歩道事業ごとの執行者とその区間については、最近の大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会において整理、作成している資料「大雪山国立公園における登山道の管理状況」の中で一通り記載している。大雪山国立公園連絡協議会ホームページの「会議資料等」から、登山道維持管理部会の会議資料を参照可能（URL: daisetsuzan.or.jp/admin/documentation/）。

（1）国立公園事業執行内容変更

国立公園事業として執行されている歩道については、執行内容や規模を変更しない維持管理作業については一般的に手続不要であるが、執行内容や規模に変更が生じる場合（例：施設の種類（木道やグレーチング）の変更や、それらの敷設延長の変更）、既執行内容に応じて内容変更の手続が必要となる。

計画箇所が国立公園事業執行済の場所である場合は当該事業執行者において、手続の要否を確認の上、必要である場合は事前に手続を実施すること。

（2）国立公園内行為許可・届出等

国立公園事業未執行区間での歩道の補修等については、自然公園法に基づく工作物の新築等の行為許可又は届出等の手続きが事前に必要となる。手続の要否や方法等について、計画者から環境省の管轄の事務所に相談すること。

（３）土地所有者関係手続き（入林申請等）

国有林や道有林に立ち入る場合、環境調査などの各種調査、測量、イベント開催、取材等を目的とする場合は入林申請や入林届を行う必要があることから、維持管理作業の実施にあたっては、作業の内容を明らかにした資料を作成し事前相談を行った上で入林申請を行う必要がある。

また、申請又は届出箇所において市町村が、貸付・協定等により歩道整備を実施している場合は、借受者である市町村との調整も併せて必要となる。

（４）保安林関係手続き（作業行為等）

保安林においては、立木の伐採・損傷、立竹の伐採、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する場合には、都道府県知事（国有林である場合には管轄森林管理署長の同意も必要）の許可が必要であることから、歩道等維持管理作業の実施にあたっては、作業の内容を明らかにした資料を作成し、許可申請を行う必要がある。

（５）文化財保護法に関する手続き

大雪山は文化財保護法に基づく特別天然記念物に指定されており、建物や工作物の設置・撤去等、天然記念物の現状を変更する行為をしようとする場合は事前に許可が必要となる。計画した作業における許可の要否は、個別に各市町の教育委員会に相談すること。

４．歩道の維持管理作業（補修等）における事前登録・検討及び事後検証

（１）作業計画作成、案件登録

１）作業計画の検討、立案

管理水準 2015 年改定版では、大雪山国立公園内の歩道ごとに４段階の保全対策ランクを定めている。

また、大雪山国立公園連絡協議会登山道維持管理部会（以下単に「登山道維持管理部会」という。）事務局（以下単に「事務局」という。）が、ウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース」を大雪山国立公園連絡協議会のホームページ内に設け、本取組に関する情報の蓄積及び発信を進めている。

歩道の維持管理作業を行おうとする者（以下「計画者」という。なお、歩道事業執行者、維持管理等業務の発注者、受注者又は実際に作業を行う者のいずれかを問わない。）は、技術指針に加えてこれらの資料を参照し、また当該歩道が国立公園事業執行済の場所である場合は当該事業執行者に対して、未執行の場所である場合は土地所有者に対して十分に事前相談を行いつつ、作業場所や内容を検討し作業計画を立案すること。

２）作業計画案件の登録

計画者は、作業実施前に、別紙１の案件登録様式を作成し、事務局に提出する。

事務局は、登録された情報をウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース」に掲載することで、登山道維持管理部会構成員等へ情報共有する。

なお、非常災害の応急措置（豪雨等の災害を原因とし早急に簡易な修繕をしなければ

登山者に危険が及ぶような事案）等への対応については案件登録の提出有無に関わらず実施して差し支えない。その場合も、実施について速やかに事務局まで報告するものとする。

3) 案件のスクリーニング

事務局は、提出された案件について、下記の①～③のいずれに該当するかを判断し、計画者に伝える。それぞれ、次の手順に従い、現地での補修等の作業の実施へ至るものとする。

① 事前検討案件

<対象>

○これまでに対応事例のない荒廃や崩落の補修等（年間想定件数：1～2件未満）

<手順>

○計画者は事務局からの依頼に基づき作業計画書（別紙2）を作成、提出する。

○登山道維持管理部会登山道補修技術検討会において当該案件の検討を行い、当該作業計画書に対する意見をまとめ、計画者に伝達する。

計画者は意見への対応を検討し、その結果（作業計画を修正する場合は修正した作業計画を含む。）を事務局に回答する。

○事務局は、これらの結果をウェブサイト「大雪山国立公園登山道維持管理データベース」へ掲載する。

② 事後検討案件

<対象>

○技術指針に基づき、施工の適切性を判断できる補修等

③ 報告のみ案件

<対象>

○案件登録内容からみて、「2（2）歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示」に該当すると判断される案件。

<手順>

○事務局から計画者に対して、2（2）に該当する案件である旨を伝える。

（2）作業の実施

関連法令等に基づく手続き及び上記（1）の作業計画作成、案件登録に係る手続きが終了した後、作業を実施する。実施にあたっては、下記6. の留意事項を参照すること。

（3）作業結果の報告

作業実施後、計画者はその実施結果を取りまとめて事務局へ報告する。報告は写真及び文章で様式（別紙3）にとりまとめる他、動画等による提出も可とする。また、行政機関等の発注業務として実施された場合は、当該業務の報告書をもって実施結果の報告と

して差し支えない。

事務局は、提出された作業報告をウェブサイト「大雪山国立公園登山道登山道維持管理データベース」に掲載する。

- (4) 登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の事後検証、情報共有
毎年冬頃に開催する登山道維持管理部会において、当年のシーズン中に実施した作業結果を共有し、各事例の振り返りや課題の共有を行う。

また、当年度の①事前検討案件等、重点的に振り返りや課題の検討を行うべき案件については、登山道補修技術検討会を開催して集中的に議論するものとする。

(5) 事後検証結果への対応

事後検証において作業内容の修正が必要とされた場合には、計画者において、修正作業等の必要な対応を実施するものとする。

5. 歩道の維持管理作業（刈り払い等）、看板類の補修、歩道の表示

管理水準、技術指針、本マニュアル資料3等に従い、実施の場所及び内容を検討する。別紙様式による案件登録は必要ないが、実施結果は事務局に提出すること。

その他、3. 関係法令等に基づく手続き、及び4. (2) 作業の実施～4. (4) 登山道維持管理部会、登山道補修技術検討会における作業結果の事後検証、情報共有に同じ。

6. 作業実施にあたっての留意事項

(1) 動植物や自然景観への配慮、その他マナーやルールの順守

作業実施中の他、登山口から作業実施場所への間の移動についても、一般登山者と同様、大雪山国立公園管理運営計画書（令和6年4月）に基づく、マナーやルートを順守すること。

高山植物の保護、着床促進のため、歩道以外の場所に立ち入り、高山植物を損傷することが無いように注意すること。

ストックを使用する場合は、石突きにキャップをすること。

火山性堆積物により登山道の固定化の遅れている急傾斜箇所（十勝岳中腹、旭岳など）では極力九十九折りに歩くこと。

黄色（赤色）の目印の石などを動かしてしまった場合は、元の位置または適切な位置に戻すこと。

転倒の原因になりそうな浮き石や小枝はどうか固定すること。

携帯トイレを持ち歩くこと。

ゴミを見つけたら持ち帰ること。

(2) 安全管理

作業の実施にあたっては、実施や中止の判断の基準を作成する、緊急連絡用の通信手段を用意する、緊急連絡網を作成する、救急薬品を持参する等、安全対策として取り組む事項を明らかにすること。

作業参加者の体力や力量に応じた作業内容とすること。また、作業実施内容に合った、安全対策装備品を検討し、参加者に周知すること。

作業実施時のリーダーを決めて、参加者に対して適切な作業指示を行うとともに、参加者の体調管理を含め、安全管理に努めること。

作業中に怪我が生じた場合、補修や維持管理作業の参加者に保険が適用されるように配慮すること。

（３）作業中の利用者への配慮

作業を実施する場合には、一般の歩道利用者の利用上支障がないように配慮すること。作業の実施を理由として歩道を通行止めにすることはできないものとし、実施上どうしてもやむを得ない場合は、土地所有者や国立公園事業執行者との事前調整、一般利用者に対する事前周知を適切に実施しなければならないこととする。

別紙 1 作業計画案件登録様式

歩道の維持管理作業(補修等)作業計画案件登録様式						事務局記入欄(記載不要)		
計画者名	作業計画箇所	課題	作業内容の方向性	作業日程(予定)	路線番号	グレード	自然環境保全上の留意事項	担当者 連絡先
(例) ○○○○○	沼ノ平 六ノ沼～当麻乗越	歩道上流水による侵食の進行、歩道法面の崩れ	歩道法面の補強、導流工設置	8月上旬	7-1			○○
1								
2								
3								
4								
5								
6								

(注)
 ・本様式によらずとも問題ありませんが、メール等で作業計画箇所、課題、作業内容の方向性、作業日程(予定)を事務局にお知らせ下さい。
 ・適宜、写真や図等を添付していただいても構いません。
 ・行が不足する場合は追加をお願いします。

別紙2 事前検討案件の作業計画書様式

大雪山国立公園 歩道維持管理作業 実施計画書						No. 1
計画者						
担当者	氏名	電子メール				
		電話番号				
対象箇所						
登山道 管理水準	保全対策ランク	A ・ B ・ C ・ D		利用体験ランク (大雪山グレード)	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	
作業の 目的						
利用する工 法	分散排水工		床止工	土留工	マルチング工	
	路面処理工		段差処理工	植生基盤工	その他()	
作業予定日 時又は期間				参加予定人数		
				参加者内訳	参加者の一般公募 ● 実施する 実施しない	
安全対策 (保険の適用、 連絡網の整備 等)						
主な資材と その調達 (予定)	資材		数量	調達方法		
				現地採取／搬入(計画者の自己資金 ・寄付・その他)		
				現地採取／搬入(計画者の自己資金 ・寄付・その他)		
				現地採取／搬入(計画者の自己資金・寄付・その他)		
				現地採取／搬入(計画者の自己資金・寄付・その他)		
				現地採取／搬入(計画者の自己資金・寄付・その他)		
道具の貸し出 し希望 (自然保護官 事務所・森林 管理署)	物品	数量	希望先	貸出予定日時	返却予定日時	
位置図(地形図、国立公園の公園計画図、国有林又は道有林の施業計画図など)						
事務局記入欄						
国立公園	保護規制計画:					
	利用施設計画:					
	事業執行者:		担当部署:			
土地所有	国有林 ・ 道有林 ・ その他()			担当部署:		
天然記念物	該当あり ・ 該当なし			担当部署:		
備考						

課題(問題点・作業の必要性)／ねらい・目標

施工方法

備考

課題(問題点・作業の必要性)／ねらい・目標

施工方法

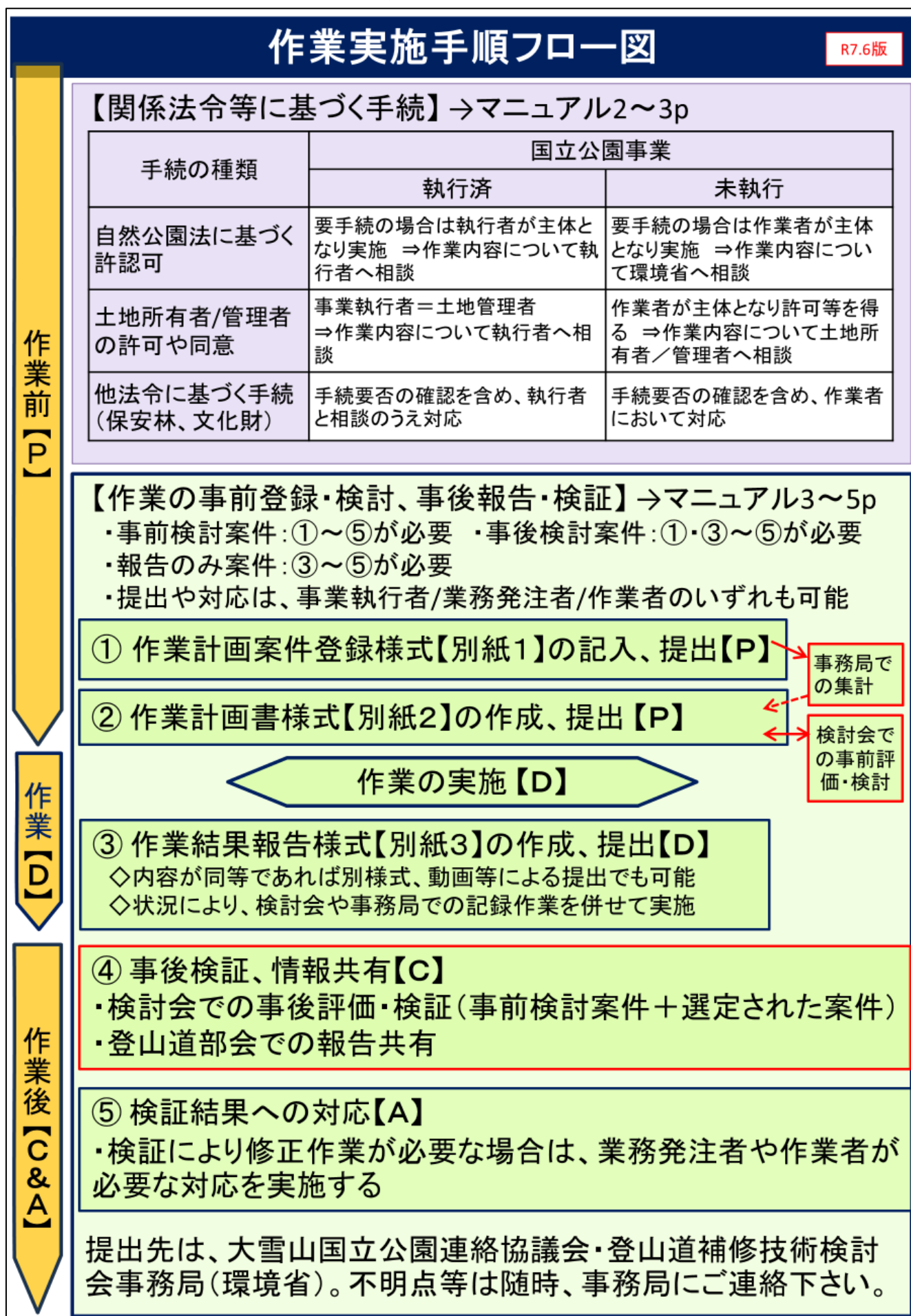
必要に応じて、
ページを追加する。

備考

別紙 3 作業結果の報告様式

歩道維持管理作業 実施結果		作成:令和 年 月 日 NO. 1	
計画者			
担当者	氏名	電子メール	
		電話番号	
作業期間又は日時		天候:	
参加者	合計	人	
施工内容			
実施結果: ※施工前・施工後の比較写真を掲載し、文章や図で解説する。計画との差異等があれば、説明する。 ※計画時のねらいや目標が達成されたか、今後必要な対応は何かなども含めて、記載する。 ※当該作業(準備段階を含む)に要した人工数及び経費(概算)について記載する。			
記録担当者			

必要に応じて、
ページを追加する。



【資料２】補修及び維持管理作業工法（技術指針より抜粋）

工法	材料	
	（現地調達）	（持込み）
分散排水工法		
遮蔽型導流工	石材、倒木	木材、ヤシ製品、ジオグリッド
越流型導流工	石材、倒木	木材、ヤシ製品
溝切型排水工	石材、倒木	木材、半割ＶＰ管
暗渠型排水工	細枝、ササ	粗朶、ヤシ製品
床止工法		
石組床止工	石材	—
木柵床止工	倒木	木材
カゴ工	石材	カゴ枠、ヤシマット
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
樹枝床止工	樹枝、ササ、石材	土嚢
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ製緑化ネット
土留工法		
石積工	石材	—
木柵土留工	倒木	木材
連柴柵工	樹枝、ササ	粗朶、杭、番線
カゴ工	石材	カゴ枠、ヤシマット
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ製緑化ネット、ヤシ繊維
ヤシネットロール工	—	ヤシ製植生ネット、ヤシ繊維
マルチング工法		
植生ネット工（黄麻製）	—	黄麻製植生ネット、固定ピン
植生ネット工（ヤシ製）	—	ヤシ製植生ネット、固定ピン
置石工	石材	植生ネット
路面処理工		
木道工	—	木材、固定ピン
メッシュウオーク工	—	木材、金属メッシュ、固定ピン
飛木道工	—	角材、カズガイ
飛び石工	石材	—
路肩保護工	倒木	木材、粗朶、ササ、杭
石充填工	石材	—
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ繊維
立体ジオセル工	—	ジオセル
段差処理工		

木柵土留工	倒木	木材
ジオグリッドセル工	—	ジオグリッド、ヤシマット
ステップ工	石材、倒木	木材、ヤシ繊維
植生基盤工		
ヤシ土嚢工	—	ヤシ製土嚢袋、ヤシ繊維
ヤシネットロール工	—	ヤシ製植生ネット、ヤシ繊維
刈り払い(ササ、ハイマツ)	—	—
マーキング	—	—
ロープ張り	—	ロープ

【資料3】誘導標識や案内板の整備の考え方

1. 仕様

(1) 誘導標識

1) 構造

多くの情報量が表示でき、人力運搬の低減が図れる標柱タイプとする。ただし、矢羽根タイプを使用しなければ特にわかりにくく利用上の支障が生じる箇所（大雪高原温泉の沼めぐりコース入口を想定）については、矢羽根タイプを用いる。

規模は、縦 180mm×横 180mm×高さ 1,500mm 程度とする。

表示板の材質は、アルミ複合版に CG 印刷シートを貼る方法を採用する。ただし、風が強く、飛ばされた砂によって表示板が削られる箇所では、表示板の劣化対策が必要と考えられることから、アルミ板に高硬度印刷を施した方法を採用する（当麻乗越を想定）。

利用者が、早朝や夕方の薄暗い時間帯でも確認し易いように、反射テープを標柱の上部に設置することが望ましい。

誘導標識本体には、木材を使用する。木材には防腐処理を行う。

2) 表示方法

地点名は枠で囲う。

各地点において、表示板名に行き先（名称）を複数記載する場合は、視認できる文字の大きさとする。

標記は、日本語及び英語の 2 カ国語表記とする。

詳細は、別紙 1 のとおり。

標識地点からの向かう方向に矢印および大雪山グレード（利用体験ランク）のピクトを入れる。行き先表示した地点に向かう途中でグレードが高くなる場合は、地点名の下にピクトを入れる。

(2) 案内板

1) 構造

表示盤面の大きさは、必要な表示内容についてレイアウトを実施し、1.80m×0.90m程度とする。

表示盤面の設置高さは、視認しやすいように、表示盤面の中央で約 1.5m程度とする。

案内板本体には木材を使用する。

案内板に使用する木材には防腐処理を行い、腐朽しやすい支柱の地際部には銅版巻きを設置する。

2) 表示内容

トイレ、避難小屋、野営指定地、キャンプ場、大雪山グレード（利用体験ランク）については、ピクト表示を行う。

案内板の表示内容例は別紙 2、ピクト表示の例は別紙 3 のとおり。

登山する方への注意事項、登山のルールとマナーを表示する。登山のルールとマナーは、各地の実情に応じて記載内容を充実させる。

標記は、日本語及び英語の 2 カ国語表記とする。

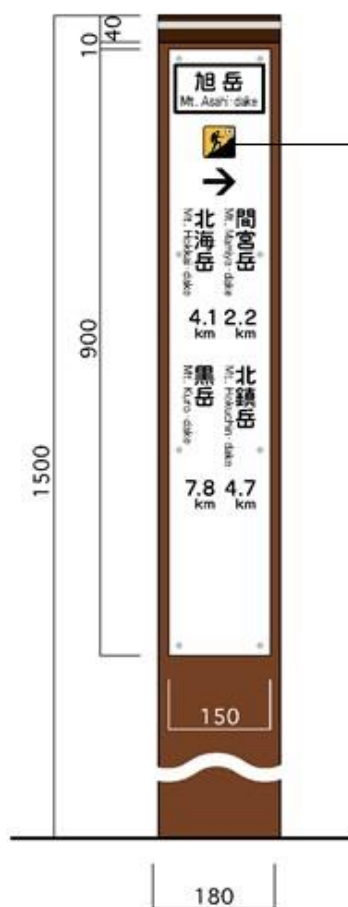
「自然公園公共標識の標準表示例 2015 年版（平成 27 年 10 月制定）」の案内図標識の項を基本とし、インフォメーションマーク、表題、主地図（特定のエリア）、副地図（広域図）、凡例、設置者表示を付ける。

（３）注意標識

利用者の安全確保のため、緊急的に設置する簡易な構造のもの（耐久年数が 2 ～ 3 年程度と思われるもの）については、構造は支柱と長方形の板面からなるものとし、素材は木材を基本とする。板面の記載はこげ茶色に白文字とし、特に注意喚起のため必要な場合は、適宜効果が高い配色、配字を選択する。

「自然公園公共標識の標準表示例 2015 年版（平成 27 年 10 月制定）」の「4 注意標識」を基本とし、茶色、白色及び黒色を使用するなど、大雪山国立公園管理運営計画書（令和 6 年 4 月、北海道地方環境事務所）7（1）1）（42,43 ページ）に記載の範囲内とする。

別紙1 誘導標識の表示方法



グレード	ピクトグラム
グレード5	
グレード4	
グレード3	
グレード2	
グレード1	

1-14
旭明水

1. 旭明水 (2000mシート貼り・アルミ製看板)
スバイル看板設置



1-14-1
永山岳

1. 永山岳 (2000mシート貼り・アルミ製看板)
スバイル看板設置



1-15
安達閣岳分岐

4. 安達閣岳分岐 (2000mシート貼り・アルミ製看板)
スバイル看板設置



1-17
北岳分岐

2. 北岳分岐 (2000mシート貼り・アルミ製看板)
スバイル看板設置



別紙2 案内板の表示内容



標準的な例

 1800×900 

1800 x 900

登山のルールやマナーの記載内容を充実させた例

別紙3 ピクト表示の例



山小屋
Mountain Lodge



避難小屋
Shelter Hut



キャンプ指定地
Campground



ビジターセンター
Visitor Center



トイレ
Toilets



携帯トイレブース
Toilet Booth for using Plastic Bag

【資料 4】 関連法令等に基づく手続 主な所管者

機関	部署	所管事項	管轄区域
北海道環境事務所 北海道地方環境事務所	大雪山国立公園管理事務所	国立公園全般 大雪山国立公園連絡協議会事務局 歩道事業執行	上川町
	大雪山国立公園管理事務所 東川管理官事務所		富良野市、東川町、美瑛町、 上富良野町、南富良野町
	大雪山国立公園管理事務所 上士幌管理官事務所		士幌町、上士幌町、鹿追町、 新得町
北海道森林管理局 林野庁	上川中部森林管理署	土地所有（国有林） 保安林 歩道事業執行	上川町、東川町、美瑛町
	上川南部森林管理署		富良野市、上富良野町、南富良野町
	十勝西部森林管理署 東大雪支署		士幌町、上士幌町、鹿追町、 新得町
上川総合振興局 北海道	保健環境部環境生活課	歩道事業執行	富良野市、上川町、東川町、 美瑛町、上富良野町、南富良野町
	産業振興部林務課	保安林	
	南部森林室	土地所有（道有林）	上川町、東川町
十勝総合振興局 北海道	保健環境部環境生活課	歩道事業執行	士幌町、上士幌町、鹿追町、 新得町
	産業振興部林務課	保安林	
各市町	教育委員会・文化財担当部局	特別天然記念物	各市町の範囲